

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年10月20日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一 2194 鋳型製造業（中子を含む） 二 225 鉄素形材製造業	告示第2条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一 細分類 2194-鋳型製造業（中子を含む） 二 小分類 225-鉄素形材製造業

			<p>三 235 非鉄金属素形材製造業</p> <p>四 2422 機械刃物製造業</p> <p>五 2424 作業工具製造業</p> <p>六 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>七 245 金属素形材製品製造業（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>八 2465 金属熱処理業（新設）</p> <p>九 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十 25 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>十一 26 生産用機械器具製造業</p> <p>十二 27 業務用機械器具製造業（ただし、274 医療用機械器具・医療用品製造業及び 276 武器製造業を除く。）</p> <p>十三 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十四 29 電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業を除く。）</p>	<p>三 小分類 235－非鉄金属素形材製造業</p> <p>四 細分類 2422－機械刃物製造業</p> <p>五 細分類 2424－作業工具製造業</p> <p>六 細分類 2431－配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>七 小分類 245－金属素形材製品製造業</p> <p>八 細分類 2462－溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>九 細分類 2464－電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>十 細分類 2465－金属熱処理業</p> <p>十一 細分類 2469－その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>十二 小分類 248－ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十三 中分類 25－はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591－消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>十四 中分類 26－生産用機械器具製造業</p> <p>十五 中分類 27－業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274－医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276－武器製造業を除く。）</p> <p>十六 中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29－電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922－内燃機関電装品製造業を除く。）</p>
--	--	--	--	---

			<p>十五 30 情報通信機械器具製造業</p> <p>十六 3295 工業用模型製造業</p>	<p>く。)</p> <p>十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295—工業用模型製造業</p>
2	P.5	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>○2つ目及び3つ目</p>	<p>○ 製造業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>⑧ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業（新設）</p> <p>⑨ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑩ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑪ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑫ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小</p>	<p>○ 製造業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類 2 4 6 2 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小</p>

		<p>分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。)</p> <p>⑬ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑭ 中分類 2 9 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>⑮ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑯ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p> <p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑯に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p> <p>① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの</p> <p>イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)</p> <p>ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)</p> <p>② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有</p>	<p>類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。)</p> <p>⑬ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑭ 中分類 2 9 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>⑮ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑯ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p> <p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑯に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p> <p>① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの</p> <p>イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)</p> <p>ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)</p> <p>② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有</p>
--	--	--	---

			に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。	に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
3	P.6	○7つ目	○ 分野別運用方針別表 b. 業務区分（5（1関係）の欄に掲げる「電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。	○ 分野別運用方針別表 b. 業務区分（5（1関係）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。

4

分野参考  
様式第3-1号

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、鍛造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鍛工、工機板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 細分類 2194 鋳造製造業(中子を含む)
  - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
  - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424 作業工具製造業
  - 6 細分類 2431 配管工専用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
  - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2465 金属熱処理業
  - 9 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 10 中分類 25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - 11 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - 12 中分類 27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。)
  - 13 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 14 中分類 29 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。)
  - 15 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - 16 細分類 3295 工業用模型製造業
- 1号特定技能外国人を受け入れる際、当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議会」という。)の構成員であること。
- 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 細分類 2194 鋳造製造業(中子を含む)
  - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
  - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424 作業工具製造業
  - 6 細分類 2431 配管工専用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
  - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2462 溶接めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
  - 9 細分類 2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
  - 10 細分類 2465 金属熱処理業
  - 11 細分類 2469 その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
  - 12 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 13 中分類 25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - 14 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - 15 中分類 27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。)
  - 16 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 17 中分類 29 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。)
  - 18 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - 19 細分類 3295 工業用模型製造業
- 1号特定技能外国人を受け入れる際、当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議会」という。)の構成員であること。
- 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者